

自転車駐車場の設置について

【届け出が必要な施設】

No.	項目	内容	該当	非該当
1	用途地域	商業地域・近隣商業地域		
2	施設の用途	大型店舗等（下記別表参照）		
3	施設の規模	（単一用途施設） 店舗等面積が300㎡を超えるもの		
		（複合用途施設） 当該用途ごとに算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上となるもの		
◎	判定	No.1~3 全て該当する場合	届出書必要	
		非該当がある場合	届出書不要	

【設置基準】

規則別表（施行規則：第3条、4条、5条関係）

施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
百貨店、スーパーマーケットその他各種物品販売業を営む店舗	店舗等面積が300平方メートルを超えるもの	店舗等面積20平方メートルごとに1台以上
銀行その他これに類する金融機関	店舗等面積が300平方メートルを超えるもの	店舗等面積20平方メートルごとに1台以上
遊技場	店舗等面積が300平方メートルを超えるもの	店舗等面積10平方メートルごとに1台以上
劇場、映画館その他これらに類するもの	店舗等面積が300平方メートルを超えるもの	店舗等面積20平方メートルごとに1台以上

備考

- 百貨店、スーパーマーケットその他各種物品販売業を営む店舗とは、次のものをいう。
酒・食料品、衣料品、家具、医薬化粧品、書籍文具等の物品販売業を営む店舗
- 銀行その他これに類する金融機関とは、次のものをいう。
信用金庫、保険会社、証券会社等
- 遊技場とは、次のものをいう。
パチンコ店、ゲームセンター、ボーリング場等
- 劇場、映画館その他これらに類するものとは、次のものをいう。
演芸場、武道場、トレーニング場、カルチャーセンター、学習塾、貸ホール等

店舗等面積（施行規則第2条1項3号）

店舗等が直接営業の用に供する床面積に売場間の通路、ショーウィンドー、ショールーム、サービス施設、承り所、物品加工修理場、一般応接室、ロビー等の床面積を加えた床面積をいう。